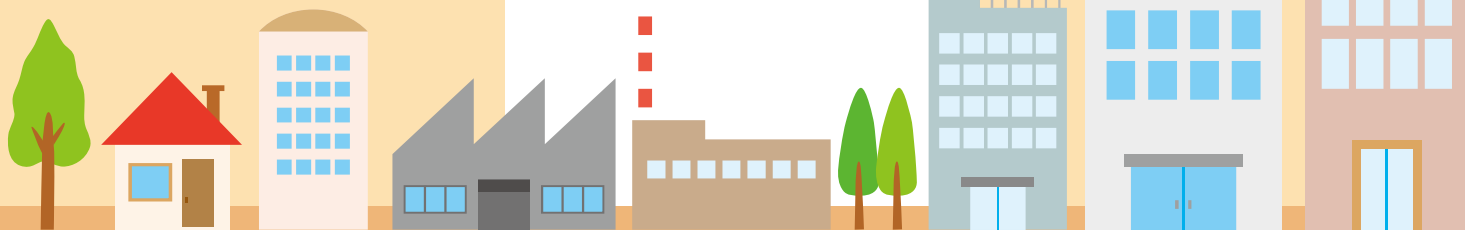


景観計画区域内に おける行為の 届出制度のあらまし



地域の景観と調和したまちづくりをめざして

豊 中 市

目次

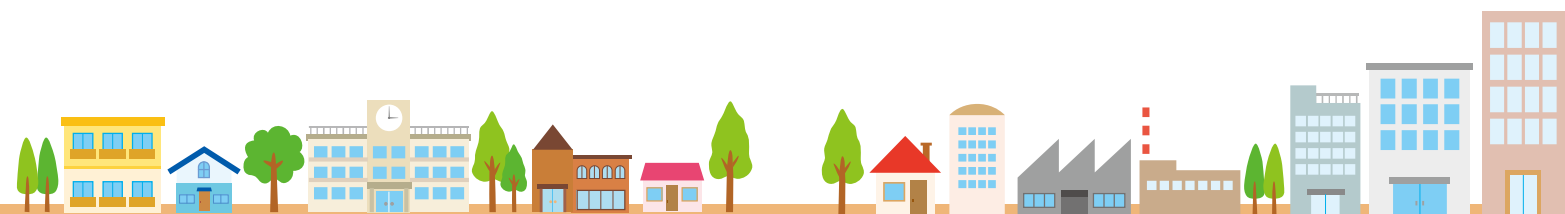
景観計画区域	1
届出対象行為	1
届出の方法	2
景観配慮指針	4
景観配慮の一例	9

届出の目的

うるおいのある美しい都市景観を形成するためには、まちなみを構成するさまざまなものが美しく個性的であるとともに、周辺と調和していることが大切です。特に、一定規模を超える大規模な建築物等はまちなみに与える影響が大きいことから、景観に配慮し、地域をリードするような優れたものとなることが求められます。

豊中市では、良好な都市景観を推進していくために、平成20年(2008年)に景観法に基づく「豊中市景観計画〔平成26年(2014年)改定〕」を策定し、景観計画区域(市全域)における、一定規模以上の建築や開発等の行為に対して、他の法令等の手続き前に景観法及び、豊中市都市景観条例による届出を義務づけるとともに、一部区域を都市景観形成推進地区に指定し、地域の特性に応じた個別の届出対象行為や基準を定めています。

届出に際しては、景観計画で定める「景観形成基準」、及び建築物の配置や意匠、その他景観の形成上配慮すべき事項を明らかにした豊中市都市景観条例に基づく「豊中市景観配慮指針」に沿って、市民や事業者の皆さんのご協力のもと、よりよい景観となるように協議を行います。



景観計画区域

① 景観計画区域

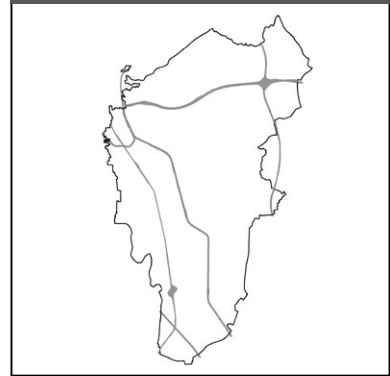
豊中市全域に景観計画区域の制限を適用しています。

② 都市景観形成推進地区

景観計画区域内の一部区域を都市景観形成推進地区に指定し、地区の特性に応じた個別の基準を設けています。

詳しくは、挟み込みの資料または市ホームページをご覧ください。

景観計画区域（市域全域）



届出対象行為

景観計画区域及び都市景観形成推進地区内における建築物や工作物の新築、大規模の開発などの行為が、景観法による届出対象になり、大規模な広告物の設置などの行為は市条例による届出対象になります。

① 景観計画区域

● 建築物・工作物・開発行為 景観法の適用

建築物		
<p>高さが10メートルを超えるもの</p>	<p>建築面積が1,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>高さが10メートルを超えるもの、または建築面積が1,000平方メートルを超えるものの外観の修繕(過半)、外観の模様替(過半)または外観の色彩の変更(過半)</p>
新築、増築、改築または移転		
工作物		開発行為
<p>高さが10メートルを超えるもの</p>	<p>高さが10メートルを超えるもの新設、増築、改築、移転、外観の修繕(過半)、外観の模様替(過半)または外観の色彩の変更(過半)</p>	<p>1,000平方メートル以上の規模のもの(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為)</p>

● 広告物 都市景観条例の適用

広告物	
<p>高さが10メートルを超える建築物に附属して設けられるものであって、表示面積が30平方メートルを超えるものの表示、または当該表示されたものの色彩の過半の変更</p>	<p>高さが4メートルを超えるもの、または広告物を掲出する物件(当該物件に掲出される広告物を含む)の設置、改造、移転または色彩の過半の変更</p>

② 都市景観形成推進地区

詳しくは、挟み込みの資料または市ホームページをご覧ください。

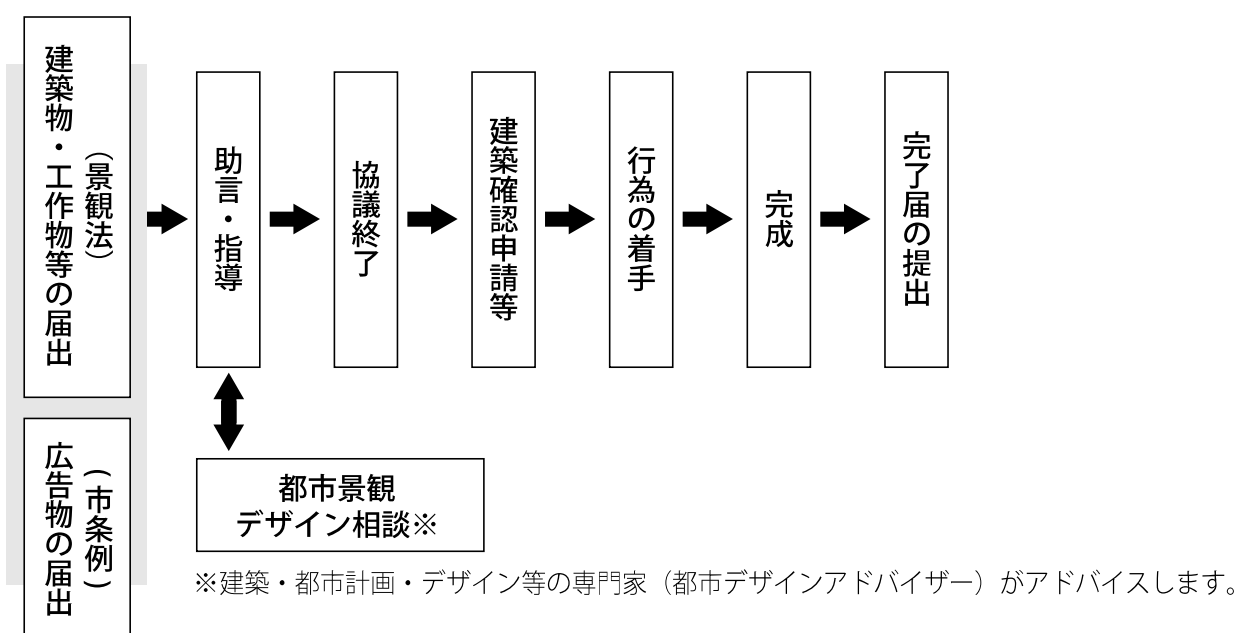
届出の方法

建築物・工作物・開発行為・広告物の計画内容が届出の対象行為に該当する場合は、他の法令等の手続き前に景観・デザイン面に係る計画内容についてご相談ください。

また、届出により景観・デザイン面の協議を行います。建築物等が大規模になればなるほど、設計が進んだ段階での変更は難しくなりますので、届出前の早い段階からご相談ください。

① 届出の流れ

市の関係部局による協議などと並行して行います。



② 届出・問合せ先

豊中市 都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
電話 06(6858)2419

③ 届出図書

景観法第16条第1項、第2項、又は豊中市都市景観条例第18条第2項に規定する景観計画区域内における行為の届出書、又は豊中市都市景観条例第13条により景観計画に定める都市景観形成推進地区内における行為の届出書に、3ページに記載している行為の種類に応じた届出図書を添えて、正副2部を提出してください。

4 届出図書一覧表

行為の種類		添付図書														
		届出書	委任状	チェックリスト	付近見取図	外構平面図	配置図	各階平面図	各立面図	断面図	完成予想図	現地写真	現況図	土地利用計画図	造成平面計画図	造成断面計画図
建築物	新築、増築、改築、移転	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○					
	外観の修繕、模様替（過半）	○	※	○	○		○	○	○	○	○					
	外観の色彩の変更（過半）	○	※	○	○		○		○		○	○				
工作物	新設、増築、改築、移転	○	※	○	○	○	○		○		○	○				
	外観の修繕、模様替、色彩の変更（過半）	○	※	○	○		○		○		○	○				
開発行為		○	※	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
広告物	建築物に附属して設けられる広告物の表示	○	※	○	○		○		○		○	○				
	建築物に附属して設けられる広告物の色彩の過半の変更	○	※	○	○		○		○		○	○				
	広告物または広告物を掲出する物件の設置、改造、移転	○	※	○	○		○		○		○	○				
	広告物または広告物を掲出する物件の色彩の過半の変更	○	※	○	○		○		○		○	○				

※代理者が届出を行う場合は必要です。

(注) 記入事項については挟み込みの資料または市ホームページをご覧ください。

景観配慮指針

1. 建築物・工作物・開発行爲・広告物の共通配慮指針

① 景観特性を把握し、理解する

建築物等を建てようとしている敷地の周辺に、どのような景観の特性があるのか、地形の特徴、地域の成り立ち、地域の景観資源等を把握する。

② 敷地や建築物等の見え方に留意する

遠くから見た場合や近くから見た場合に、敷地がどのように見えるのかを確認し、景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行爲編）」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

景観配慮項目	【景観配慮内容】
①遠景としての見え方 〔高い位置や離れた場所から建築物等をシルエットとして捉える場合〕	<ul style="list-style-type: none"> ○オープンスペースをできるだけまとめてとる等、周辺と連続させる。 ○屋根の色調・形態、屋上工作物等は、高い位置からの視線も意識し目立たないようにする。 ○輪郭線に関わる建築物等の高さや外壁・屋根の形態は、間近で見た場合だけでなく、周囲の建築物を含むシルエットとして見た場合も考慮した意匠にする。 ○屋上広告を掲出しないことを基本として、掲出する場合は眺望やスカイラインを乱さないよう配慮する。
②中景としての見え方 〔通りに沿ったまちなみとして捉える場合〕	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲から逸脱したスケール感を持つ大規模な建築物等は避け、必要に応じて壁面の位置を後退させたり、分割することによって周囲になじませる。 ○垂直性、水平性を組み合わせて、リズムや連続感を出す等、単調さを和らげる。 ○壁面位置の後退によってオープンスペースをつくり出す等、周囲のまちなみに合わせて空間にゆとりを感じさせる工夫をする。
③近景としての見え方 〔すぐ近くから単体として捉える場合〕	<ul style="list-style-type: none"> ○親しみのある空間づくりを心がける。 ○雑然としがちなものは隠すか目立たせない工夫をする。



「豊中市まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行爲編）」は、市ホームページからもご覧いただけます。



③ 地域性(まちなみ)に留意する

建築物等を建てようとしている敷地がどのまちなみ類型にあてはまるかを考え、各類型に示す景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き(建築物・工作物・開発行為編)」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

まちなみ類型	【景観配慮内容】
1 住居系のまちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなみの雰囲気をつくっている要素が何かを読み取り、それに調和した意匠にする。 ○まちなみをつくり出している要素が混在し、共通する特徴を見出しにくい場合は、それぞれの敷地内でできるまちなみづくりに役立つ工夫をする。 ○歴史的な資源が残っているところでは、自然に近い素材を用いたり、通りの代表的な色彩を用いるなどの工夫をする。
①戸建住宅中心のまちなみ 〔地域ごとの特徴を有した戸建住宅地のまちなみ〕	○建築物の形態、外壁や屋根の色彩、外構、ファサードの様式等、まちなみのまとまりをもたらしている要素を把握し、意匠に取り入れる。
②集合住宅中心のまちなみ 〔住棟の群がつくり出す集合住宅地のまちなみ〕	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の高さ、外壁の意匠等を周囲の建築物になじませる工夫をする。 ○通りに面するオープンスペースの位置を考慮し、連続性やまとまりを持たせる。
2 商業系のまちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなみの雰囲気をつくっている要素が何かを読み取り、それに調和した意匠にする。 ○まちなみをつくり出している要素が混在し、共通する特徴を見出しにくい場合は、それぞれの敷地内でできるまちなみづくりに役立つ工夫をする。 ○歴史的な資源が残っているところでは、自然に近い素材を用いたり、通りの代表的な色彩を用いるなどの工夫をする。
①商業施設中心のまちなみ 〔多くの人が集まり地域の顔となるまちなみ〕	<ul style="list-style-type: none"> ○明るくにぎわいを感じる空間をつくる。 ○まちなみの連続性に配慮しながら、道路面の敷際には人の流れやたまりをつくる。 ○駅前広場等の公共空間の意匠との調和を図り、まちなみにまとまりを持たせる。
②幹線道路沿いのまちなみ 〔自動車で通過する人々にも印象の残るまちなみ〕	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物のスカイラインや壁面の位置、外壁の色彩等を周囲の建築物と調和した意匠にする。 ○自動車で通過する人の視線だけでなく、道路沿いの歩行者からの見え方にも十分に配慮する。 ○道路面の敷際には人の流れやたまりをつくる。
3 工業系のまちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなみの雰囲気をつくっている要素が何かを読み取り、それに調和した意匠にする。 ○まちなみをつくり出している要素が混在し、共通する特徴を見出しにくい場合は、それぞれの敷地内でできるまちなみづくりに役立つ工夫をする。 ○歴史的な資源が残っているところでは、自然に近い素材を用いたり、通りの代表的な色彩を用いるなどの工夫をする。
①工場・倉庫中心のまちなみ 〔無機質な印象を与えやすいまちなみ〕	○道路面の敷際を植栽によりみどり豊かな景観にする等、単調で無表情にならない意匠や素材の工夫をする。

2. 建築物・工作物・開発行為・広告物の個別配慮指針

① 建築物

建築物の意匠について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」を参考として、景観に配慮した計画・設計を進める。

景観配慮項目	【景観配慮内容】
①屋根 [シルエットをつくる重要な要素になる]	○周囲の建築物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 明度 6 以下、彩度 4 以下を基本とする。 ただし、良好な景観を形成していく上で、より有効と考えられる場合は、次の範囲とする。《有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP) は明度 8 以下、彩度 6 以下、無彩色 (N) は明度 8 以下。》 </div> ※ 1：色彩の数値表示は、日本工業規格 (JIS) に基づく色彩の表示方法 (マンセル表色系) による。
②外壁 [外壁や開口部の意匠によってまちなみの表情が決まる]	○周囲の建築物等と壁面の位置や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 明度 6 以上 8 以下、彩度 1.5 以下を基本とする。 ただし、良好な景観を形成していく上で、より有効と考えられる場合は、次の範囲とする。《有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP) は明度 4 以上 9 以下、彩度 4 以下、無彩色 (N) は明度 6 以上 9.5 以下。》 </div> ※ 1：色彩の数値表示は、日本工業規格 (JIS) に基づく色彩の表示方法 (マンセル表色系) による。 ※ 2：着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ※ 3：見付面積 (張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積) の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。
③バルコニー・テラス [外壁を飾る要素になる]	○洗濯物やエアコン室外機等が通りから見えないう、腰壁、手摺り、吊金物の位置や構造を工夫する。
④屋外階段・エレベーター [目立つ意匠等はまちなみを乱す要素になりやすい]	○建築物と一体的な意匠を施す等、建築物と調和させる。
⑤屋上設備・屋上工作物 [俯瞰景やシルエットを乱す要素になりやすい]	○屋根または壁面の立ち上げ、ルーバーを用いて隠す等、通りから見えないように設置する。 ○屋上工作物を極力減らし、すっきりとした外観にする。
⑥広告物 (建築物に付随する広告物) [目立つだけのもの等はまちなみを乱す要素になりやすい]	○建築物との一体化を図る、建築物の外壁と調和する地色にする等、建築物や周辺と調和させる。 ○壁面や屋上、まちかど等目立つ場所では特に意匠に配慮する。
⑦外構 (門・塀・玄関・アプローチ・生垣・フェンス等) [視界に入りやすく、まちなみの印象を左右する]	○開放的な意匠や、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。 ○花やみどりを取り入れる等、彩りや潤いを高める。 ○アプローチの舗装は建築物や道路と調和した意匠にする。 ○建築物や周囲との調和やつながりに配慮し、まとまりを持たせる。

景観配慮項目	【景観配慮内容】
⑧擁壁 〔圧迫感を与えたり、単調になりやすい〕	○法面にする、緑化を施す、周囲のものとそろえた素材を用いる等、周辺と調和させる。 ○意匠や素材を工夫し、周辺と調和させ、圧迫感を和らげる。
⑨植栽 〔潤いや和らぎ等を与える要素になる〕	○道路に面する敷際に植栽帯を確保する等、潤いを高める。 ○既存の植栽を取り込む等、みどり豊かな景観にする。
⑩舗装（アプローチ・駐車場・駐輪場以外の舗装） 〔境界を示したり、統一感を与えられる〕	○建築物や周辺の道路等と色彩や素材をそろえる等、周辺と調和させる。 ○自然素材を用いる、意匠を工夫する等、路面を演出する。
⑪屋外設備・ごみ置き場等 〔くらしを支える設備であるが、人目につかないことが重要〕	○安全上支障がない限り、建築物と一体的な意匠を施す等、建築物等と調和させる。
⑫駐車場・駐輪場 〔おぞなりな意匠はまちなみを乱す〕	○見通し等の安全性を確保した上で、建築物の配置の工夫や生垣で囲う等、自動車や自転車が通りから目立たないようにする。 ○出入り口やシャッターの意匠に配慮し、建築物等と調和させる。 ○路面の意匠の工夫や緑化ブロックを用いる等、無機質な印象を和らげる。 ○立体駐車場等の設備の見え方にも配慮し、安全性を確保しながらも建築物と一体的な意匠にする。

②工作物

工作物の意匠について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

【景観配慮内容】
○周囲との調和に配慮し、突出するような状態を避け、違和感を与えない意匠にする。 ○汚れにくく耐久性のある素材を用いる。 ○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩を避ける。

③開発行為

開発行為について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

景観配慮項目	【景観配慮内容】
①擁壁 〔圧迫感を与えたり、単調になりやすい〕	○法面にする、緑化を施す、周囲のものとそろえた素材を用いる等、周辺と調和させる。 ○意匠や素材を工夫し、周辺と調和させ、圧迫感を和らげる。
②植栽 〔潤いを生み出す要素になる〕	○道路に面する敷際に植栽帯を確保する等、潤いを高める。 ○既存の植栽を取り込む等、みどり豊かな景観にする。
③舗装 〔まちなみの基盤となる〕	○建築物や周辺の道路等と色彩や素材をそろえる等、周辺と調和させる。
④電柱・電線類 〔必要なものであるが、人目につかないことが重要〕	○電柱・電線類は目立たない位置に設置する等、見通しの良い通りとなるよう努める。

4 広告物

広告物の意匠について、次の景観配慮内容や「豊中市まちなみづくりの手引き（屋外広告物編）」を参考にして、景観に配慮した計画・設計を進める。

景観配慮項目	【景観配慮内容】
①大きさ 〔大きすぎると、威圧感を与えやすい〕	○周囲との調和に配慮し、必要最小限にする。
②掲出位置 〔建築物等の意匠とのバランスを損なったり、通行の妨げとなりやすい〕	○建築物の意匠とのバランスを考慮し、敷地内におさめる。
③形態 〔建築物等の意匠との不調和はまちなみを乱しやすい〕	○掲出する場所と一体感のある形態を工夫する。
④素材 〔長期間の掲出に耐えうる事ができる素材にすることが重要〕	○汚れにくく耐久性のある素材を用いる。
⑤色彩 〔鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみが雑然としやすい〕	○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。
⑥数量 〔過大な掲出はまちなみを乱しやすい〕	○広告物の整理をはかり、集合化する。
⑦表示内容・表現方法 〔乱雑な表示等は不快感を与えやすい〕	○すっきりとした、分かりやすい表示内容・表現方法を工夫する。
⑧支持柱・照明器具等 〔付属物が目立つとまちなみを乱しやすい〕	○支持柱や照明器具等の見え方にも配慮し、周辺と調和させる。
⑨照明方法 〔過度な照明は夜間景観を乱しやすい〕	○周囲に悪影響を与えない照明方法にする。

本冊子は市ホームページでも
ご覧いただけます。



景観配慮の一例

〔屋根〕

- 周囲の建築物等と形態や色彩、素材等を調和させる。

〔バルコニー〕

- 洗濯物やエアコン室外機等が通りから見えないよう、腰壁、手摺り、吊金物の位置や構造を工夫する。

〔外構〕

- 花やみどりを取り入れる等、彩りや潤いを高める。
- 道路に面する敷際に植栽帯を確保する等、潤いを高める。

建築物(集合住宅等)



〔外壁〕

- 周囲の建物等と壁面の位置や高さ、色彩、素材等を調和させる。

〔駐車場・駐輪場〕

- 見通し等の安全性を確保した上で、建築物の配置の工夫や生垣で囲う等、自動車や自転車が通りから目立たないようにする。

建築物(戸建住宅)

〔外構〕

- 開放的な意匠や、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。
- 花やみどりを取り入れる等、彩りや潤いを高める。
- 道路に面する敷際に植栽帯を確保する等、潤いを高める。



〔外壁〕

- 周囲の建物等と壁面の位置や高さ、色彩、素材等を調和させる。

〔駐車場・駐輪場〕

- 出入口やシャッターの意匠に配慮し、建築物等と調和させる。
- 路面の意匠の工夫や緑化ブロックを使う等により、無機質な印象を和らげる。

〔擁壁〕

- 意匠や素材を工夫し、周辺と調和させ、圧迫感を和らげる。

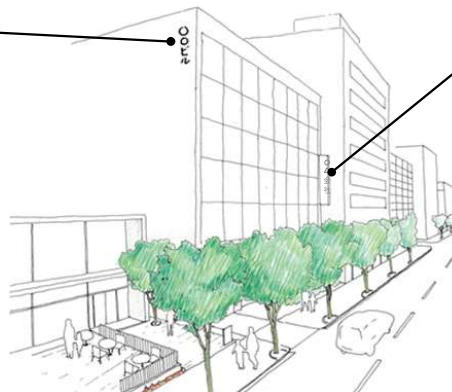
広告物

〔大きさ〕

- 周囲との調和に配慮し、必要最小限にする。

〔表示内容・表現方法〕

- すっきりとした、分かりやすい表示内容・表現方法を工夫する。



〔掲出位置〕

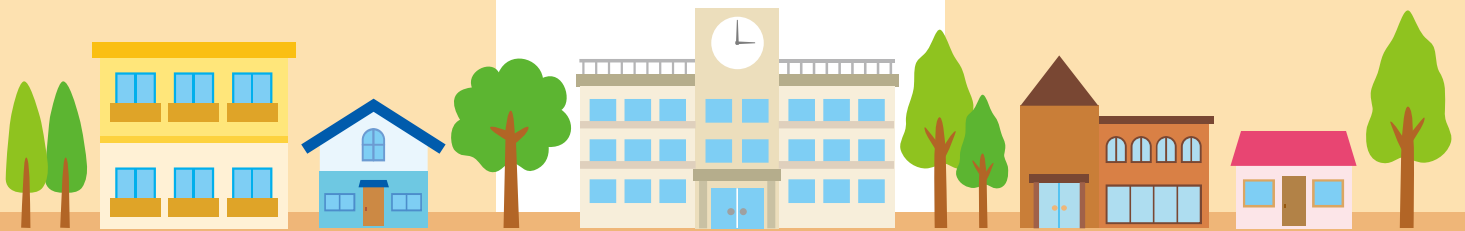
- 建築物の意匠とのバランスを考慮し、敷地内におさめる。

〔色彩〕

- 周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。

〔数量〕

- 広告物の整理をはかり、集合化する。



発行：令和4年（2022年）7月（第2版）
（初版発行：平成31年（2019年）3月）

豊中市 都市計画推進部
都市計画課 景観形成係

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

TEL.06-6858-2419 FAX.06-6854-9534

「景観計画区域内における行為の届出制度のあらまし」 における届出図書記入事項一覧

「景観計画区域内における行為の届出」は、書面のほか、
市電子申込システムからのオンライン申請も可能です。



■ 届出書（表面） ※市ホームページよりダウンロード可

- ・「行為地」には地番を記入する。
- ・「届出者」、「行為者」、「設計者」、「施工者」は法人の場合、法人の住所・名称・代表者名を記入する。
- ・「行為の種類」には、届出対象となる行為のみ記入する。（該当番号に○印を記入する）

■ 届出書（裏面） ※市ホームページよりダウンロード可

①建築物

- ・建築物の増築の場合、「敷地面積」の「届出部分」と「合計」に記入する。
※ 「既存部分」には記入不要。

- ・「色彩」には、屋根と外壁のマンセル値を記入する。

②工作物

- ・届出対象となる工作物（アンテナ等）の「種類」、「高さ」、「構造」、「色彩」を記入する。

③開発行為

- ・届出対象となる開発行為の面積については、開発許可申請時の開発区域面積を記入し、公園・道路など提供敷地がある場合は、「施工方法や予定建築物の内容等」にその内訳を記入する。

④広告物

- ・届出対象となる広告物の表示面積と高さは、「表示面積の合計（高さ）」に新設・既設・合計を記入する。

■ 委任状

- ・手続きを代理者に委任する場合は、委任状を添付する。

■ 景観配慮指針チェックリスト ※市ホームページよりダウンロード可

- ・景観配慮指針に基づき、すべての項目に記入する。
※ 該当しない項目がある場合は、「該当なし」を記入する。

■ 付近見取図

縮尺
2,500分の1
程度

- ・できるかぎり北を上にして作成し、縮尺・方位を記入する。
- ・届出の対象となる位置を用紙のおおよそ中心とし、行為地を赤枠で囲む。

■ 外構平面図

縮尺
200分の1
以上

- 方位、縮尺を記入する。
- 外構平面図と土地利用計画図を兼ねることも可とする。
- 原則として、敷地内の舗装や植栽等を着色する。
- 隣接敷地（道路等）の状況を記入する。
- 敷地のレベルを記入する。
- 敷地境界上の構造物（フェンス等）の仕様、色彩（マンセル値）、高さを記入する。
 - ※ 既存の工作物等がある場合は、「既存」であることを記入する。
- 植栽計画については、高木・中木・低木・地被類等の凡例を記入する。

■ 配置図

縮尺
200分の1
以上

- 方位、縮尺を記入する。
- 配置図と1階平面図を兼ねることも可とする。
- 断面図の断面位置を記入する。

■ 各階平面図

縮尺
200分の1
以上

- 方位、縮尺を記入する。
- 屋根伏図（屋上階）を添付する。
 - ※ 仕上げ及び設備、フェンス等の仕様や色彩（マンセル値）を記入する。

■ 各立面図

縮尺
200分の1
以上

- 縮尺を記入する。
- 材料、仕上げ、色彩（マンセル値）を記入する。
 - ※ **軒裏、建具（扉・サッシ）、隔板（パーティション）、樋、シャッター等も忘れずに記入する。**
 - ※ **工作物（アンテナ）においては、アンテナ、支持柱、建築物に付属する配管、機器類等も忘れずに記入する。**
- 敷地境界線（道路・隣地）を記入する。
- 2面以上を着色する。
 - ※ 影は記入しない。
- 道路側に擁壁がある場合は、擁壁等も記入する。
- 届出対象となる広告物、工作物を建築物に付属して設ける場合は、建築物を含めて作成し、外壁（既設部分）を着色したうえ、色彩（マンセル値）を記入する。

■ 断面図（2面以上）

縮尺
200分の1
以上

- 縮尺を記入する。
- 2面以上を添付する。
- 隣接敷地（道路・隣地）のレベルを記入する。

■ 完成予想図

縮尺
-

- 着色し、色彩の表示を行う。

■ 現況写真

縮尺
200分の1
以上

- 敷地内、敷地周辺を撮影したものに番号をつけ、撮影位置がわかるプロット図（現況図等）を添付する。

■ 土地利用計画図

縮尺
200分の1
以上

- 土地利用計画、予定建築物等の配置を表示する。

■ 造成平面計画図

縮尺
200分の1
以上

- 切土、盛土を色別で表示する。

■ 造成計画断面図

縮尺
200分の1
以上

- 切土、盛土を色別で表示する。

■ のり面断面計画図

縮尺
200分の1
以上

- 切土、盛土を色別で表示し、併せてのり面処理材料を記入する。

■ 備考

- ① 工作物、広告物、広告物を掲出する物件に係る行為で、当該届出物件が建築物と一体をなす場合は、配置図、各立面図、外構平面図、完成予想図において、建築物との位置関係を明らかにしてください。
- ② 開発行為で造成計画がない場合は、造成平面計画図・造成断面計画図・のり面断面計画図の提出を要しません。
- ③ 届出図書のうち、着色が必要なものについては、正本は必ず着色してください。
- ④ 色彩の表示は、マンセル表色系により行ってください。
- ⑤ 届出図書で指定の縮尺での届出が困難な場合はこの限りではありません。
- ⑥ 届出書、景観配慮指針チェックリストのダウンロードは、下記のQRコードから行えます。

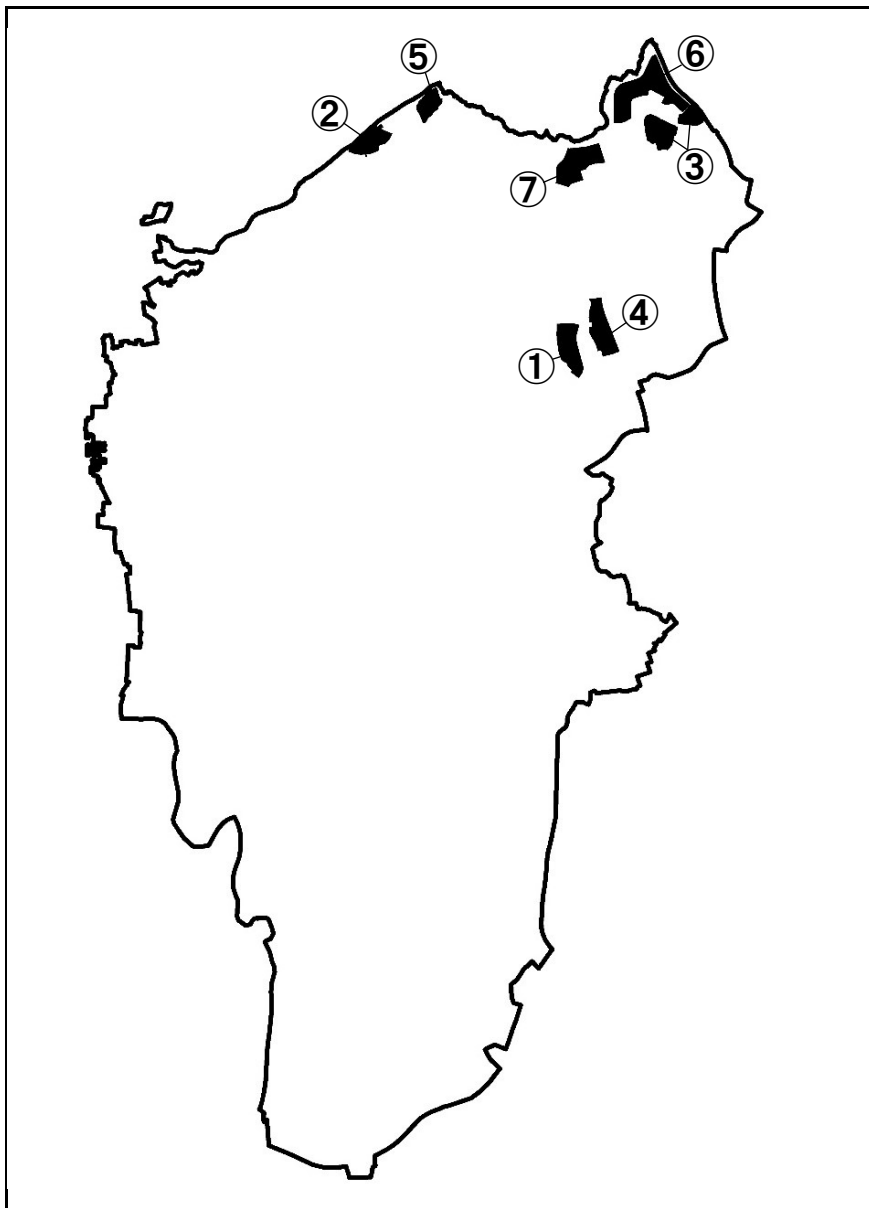


都市景観形成推進地区について

豊中市には、市域全域にかかる「景観計画」のほか、地区毎に、それぞれの特성에応じて良好な景観形成を図るためのルールや行為の制限(景観形成基準)を定めた「都市景観形成推進地区」制度があります。

現在、市内では7地区の都市景観形成推進地区を指定しています。

景観計画区域図



- ① 新千里南町2丁目地区
- ② 永楽荘地区
- ③ 新千里北住宅地区
- ④ 新千里南住宅地区
- ⑤ 北緑丘1丁目地区
- ⑥ 新千里北町2丁目地区
- ⑦ 新千里西町3丁目地区

詳細な位置については、「地図情報とよなか」の
“その他区域図”カテゴリでもご確認いただけます。



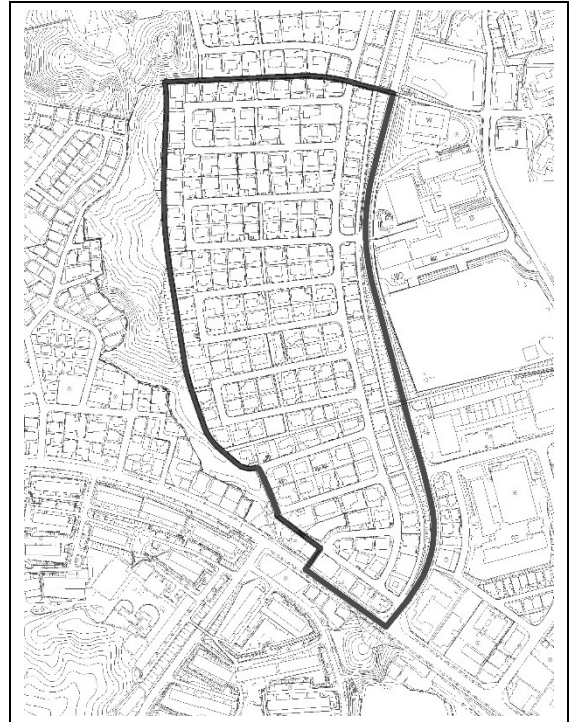
① 新千里南町 2 丁目地区

届出対象行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕（過半）、外観の模様替え（過半）または外観の色彩の変更（過半）
- ・ 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の色彩の過半の変更
- ・ 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為）

行為の制限内容(景観形成基準)

- ・ 屋根の色彩の基準
- ・ 外壁、塀の色彩の基準
- ・ 外構の基準
- ・ 植栽の基準



平成 26 年(2014 年 10 月 1 日告示)

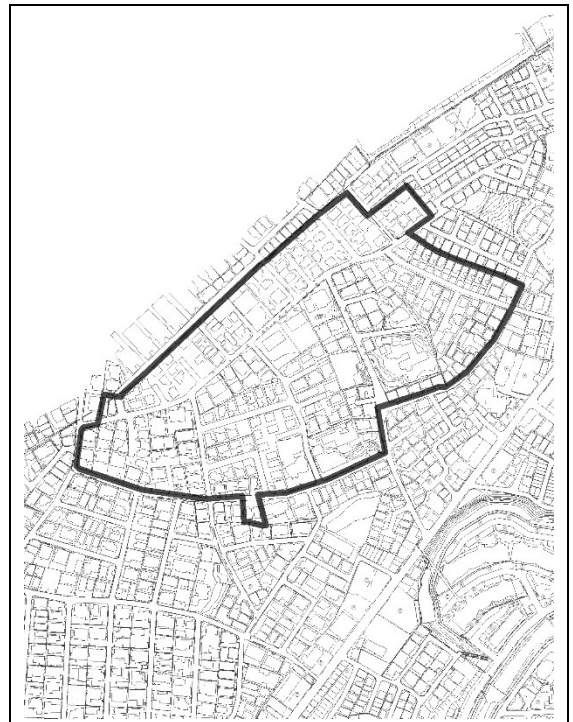
② 永楽荘地区(永楽荘 3 丁目、4 丁目の区域)

届出対象行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕（過半）、外観の模様替え（過半）または外観の色彩の変更（過半）
- ・ 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の色彩の過半の変更
- ・ 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為）

行為の制限内容(景観形成基準)

- ・ 屋根の色彩の基準
- ・ 外壁、塀の色彩の基準



平成 27 年(2015 年)10 月 1 日告示

③ 新千里北住宅地区(新千里北町2丁目、3丁目の区域)

届出対象行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕(過半)、外観の模様替え(過半)または外観の色彩の変更(過半)
- ・ 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の色彩の過半の変更
- ・ 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為)

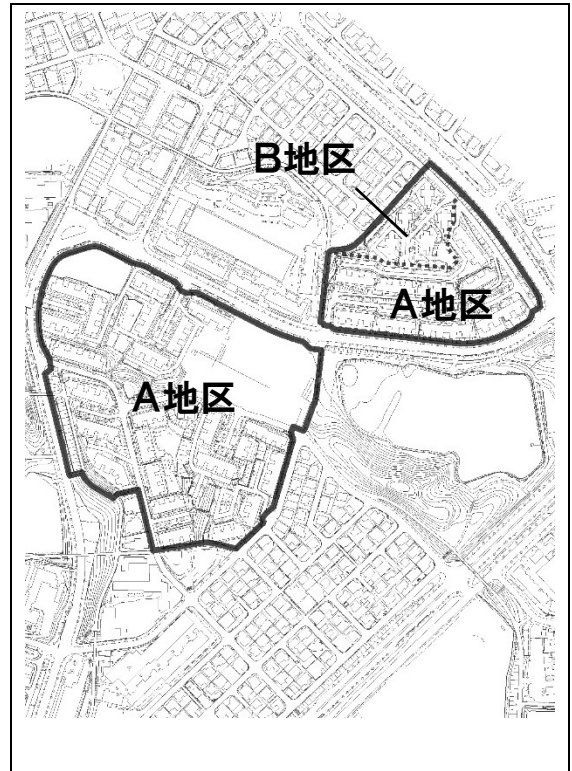
行為の制限内容(景観形成基準)

(A地区)

- ・ 屋根の色彩の基準
- ・ 外壁の色彩の基準

(B地区)

- ・ 屋根の色彩の基準
- ・ 外壁、塀の色彩の基準



平成 28 年(2016 年)10 月 2 日告示
変更 令和 3 年(2021 年)10 月 1 日告示

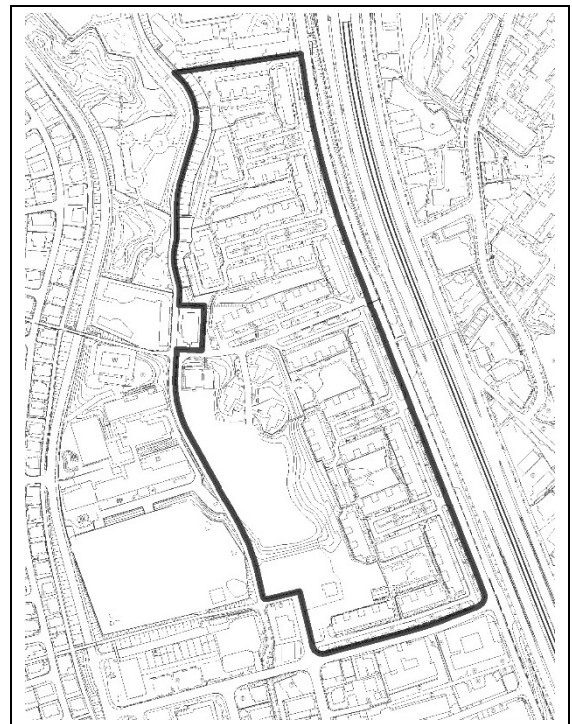
④ 新千里南住宅地区(新千里南町1丁目、2丁目の区域)

届出対象行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕(過半)、外観の模様替え(過半)または外観の色彩の変更(過半)
- ・ 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の色彩の過半の変更
- ・ 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為)

行為の制限内容(景観形成基準)

- ・ 屋根の色彩の基準
- ・ 外壁の色彩の基準



平成 28 年(2016 年)10 月 2 日告示

⑤ 北緑丘 1 丁目地区

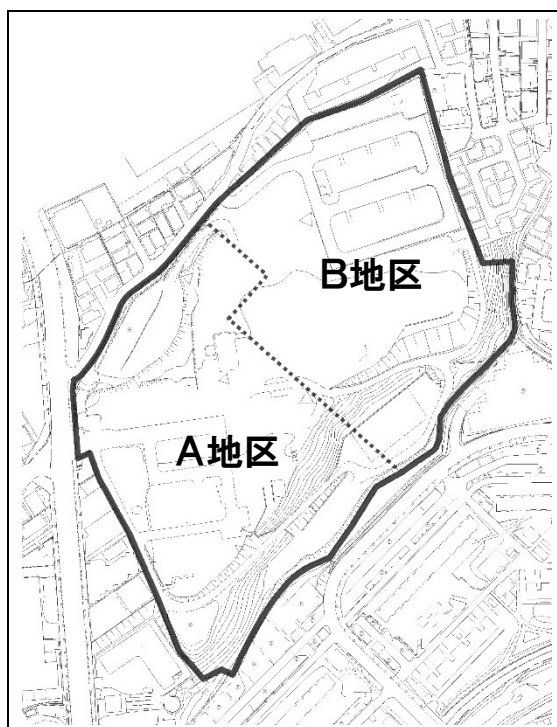
届出対象行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕（過半）、外観の模様替え（過半）または外観の色彩の変更（過半）
- ・ 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の色彩の過半の変更
- ・ 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為）

行為の制限内容(景観形成基準)

(A地区・B地区とも)

- ・ 屋根の色彩の基準
- ・ 外壁、塀の色彩の基準



令和 2 年(2020 年)3 月 21 日告示

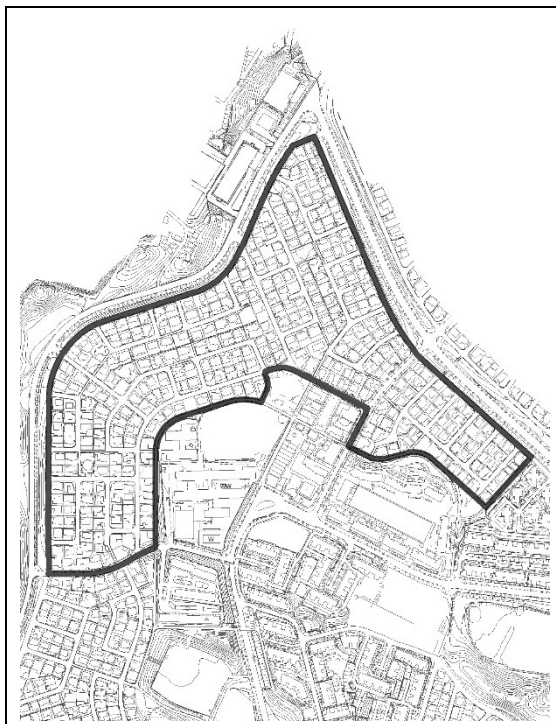
⑥ 新千里北町 2 丁目地区

届出対象行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕（過半）、外観の模様替え（過半）または外観の色彩の変更（過半）
- ・ 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の色彩の過半の変更
- ・ 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為）

行為の制限内容(景観形成基準)

- ・ 屋根の色彩の基準
- ・ 外壁、塀の色彩の基準



令和 2 年(2020 年)10 月 1 日告示

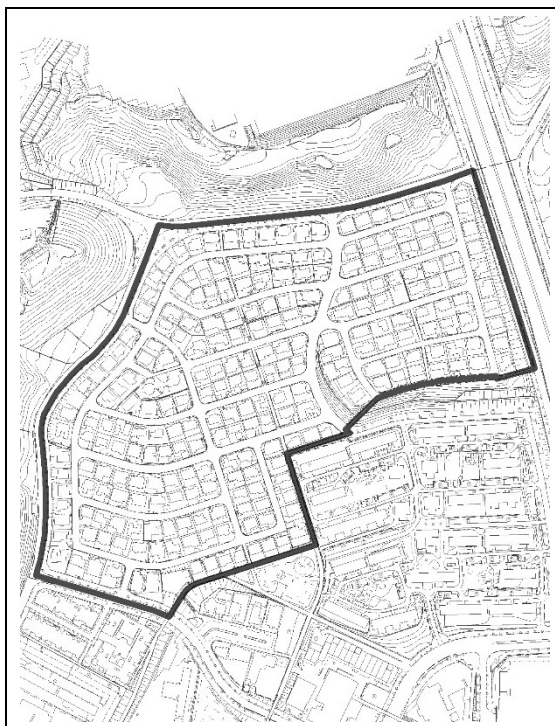
⑦ 新千里西町 3 丁目地区

届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕（過半）、外観の模様替え（過半）または外観の色彩の変更（過半）
- 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の色彩の過半の変更
- 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為）

行為の制限内容(景観形成基準)

- 屋根の色彩の基準
- 外壁、塀の色彩の基準



令和 3 年(2021 年)12 月 24 日告示

各地区で定めている内容の詳細については、
都市景観形成マスタープラン第 8 章をご覧ください。

